

松山市地域公共交通会議 設置規約 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1～8条（略）</p> <p>（運営協議会の委員長）</p> <p>第9条 運営協議会に委員長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。</p> <p>2 交通空白地協議会の委員長は、都市整備部内の交通部門を担当する課長をもって充てる。</p> <p>3 福祉協議会の委員長は、<u>福祉推進部内の福祉有償運送部門を担当する課長をもって充てる。</u></p> <p>4 委員長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>5 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>6 委員長は、会長が指名した委員を招集し、運営協議会の議長として議事進行を行い、会議を総括する。</p> <p>（運営協議会の会議）</p> <p>第10条 運営協議会の会議については、第6条第2項から第6項の規定を準用する。</p> <p>（運営協議会の会議の特例）</p> <p>第11条 委員長は、次に掲げるときは、運営協議会に属すべき委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。</p> <p>(1) 緊急やむを得ない事情があるとき。</p> <p>(2) 運送者が更新登録の申請を行うとき。</p> <p>(3) 第1号及び前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めるとき。</p>	<p>第1～8条（略）</p> <p>（運営協議会の委員長）</p> <p>第9条 運営協議会に委員長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。</p> <p>2 交通空白地協議会の委員長は、都市整備部内の交通部門を担当する課長をもって充てる。</p> <p>3 福祉協議会の委員長は、<u>介護保険課長、障がい福祉課長、保健予防課長のうちから充てる。</u></p> <p>4 委員長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>5 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>6 委員長は、会長が指名した委員を招集し、運営協議会の議長として議事進行を行い、会議を総括する。</p> <p>（運営協議会の会議）</p> <p>第10条 運営協議会の会議については、第6条第2項から第6項の規定を準用する。</p> <p>（運営協議会の会議の特例）</p> <p>第11条 委員長は、次に掲げるときは、運営協議会に属すべき委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。</p> <p>(1) 緊急やむを得ない事情があるとき。</p> <p>(2) 運送者が更新登録の申請を行うとき。</p> <p>(3) 第1号及び前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めるとき。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(運営協議会の決議)</p> <p>第12条 運営協議会の決議は、これをもって交通会議の議決とする。ただし、運営協議会に係る重要又は異例な事項については、この限りでない。</p> <p><u>(分科会)</u></p> <p><u>第13条 交通会議は、道路運送法第9条第4項に規定する事項について専門的な調査、検討又は協議を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第14条 委員長は、所掌事務について協議が終了したときは、その結果を会長に報告するものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第15条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第16条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>2 交通会議において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。</p>	<p>(運営協議会の決議)</p> <p>第12条 運営協議会の決議は、これをもって交通会議の議決とする。ただし、運営協議会に係る重要又は異例な事項については、この限りでない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(報告)</p> <p>第13条 委員長は、所掌事務について協議が終了したときは、その結果を会長に報告するものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第14条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第15条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>2 交通会議において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事務局)</p> <p>第 1 <u>7</u>条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、都市整備部内の交通部門を有する課に置く。ただし、交通空白地協議会の庶務は都市整備部内の交通部門を有する課において、福祉協議会の庶務は <u>福祉有償運送部門を有する課</u>のうち協議事項についての業務を担当する課において処理する。</p> <p>3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(その他)</p> <p>第 1 <u>8</u>条 この規約に定めるもののほか交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第 1 <u>6</u>条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、都市整備部内の交通部門を有する課に置く。ただし、交通空白地協議会の庶務は都市整備部内の交通部門を有する課において、福祉協議会の庶務は <u>介護保険課、障がい福祉課又は保健予防課</u>のうち協議事項についての業務を担当する課において処理する。</p> <p>3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(その他)</p> <p>第 1 <u>7</u>条 この規約に定めるもののほか交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。</p>